

第6章

みんなの力でつくる自立したまち

6-1 町民参画・協働



目的と方針

新たな時代の協働のまちづくり、関係団体や民間企業、大学等の多様な主体がともに公共を担うまちづくりに向け、情報・意識の共有化を図りながら、多様な分野における新たな関係の構築を進めます。

現状と課題

地方自治体を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、増大・多様化する行政ニーズに的確に対応しながら、魅力と活力あふれるまちをつくり上げ、将来にわたって持続させていくためには、住民や関係団体、民間企業と行政が、夢と危機感を共有し、役割を分担しながら、協働してまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。

本町では、快適なまちづくりに向けて、関係団体による緑化活動や地域における美化活動が実施されており、また、地域の公民館や道路沿線の花壇における花づくりなどの活動が積極的に展開されています。

さらに、大学、大型商業施設、金融機関等との連携協定を結び、地域の活性化につながる様々な取り組みを協働で展開しています。

また、パブリック・コメント^{※50}や行政懇談会、意見箱などによる広聴活動を行っているほか、町民の町政への理解を促進するため、「茨城町ふるさとづくり出前講座」をはじめ、広報紙やホームページ、町公式LINEなどのSNSを通じ、行政情報等を積極的に発信しています。

今後は、これらの取り組みをさらに充実・発展させ、町民等と行政との情報・意識の共有化や多様な分野における連携・協力体制の構築を一層進め、新たな時代の協働のまちづくり、関係団体や民間企業、大学等の多様な主体がともに公共を担うまちづくりを積極的に進めていく必要があります。

※50 ホームページ等を活用した住民意見の募集とその対応結果の公表。

主要施策

6-1-1 関係団体等の育成

既存のボランティア団体等の活動支援、新たなまちづくり団体やNPO等の育成・支援に努めるとともに、町民参加による緑化や美化、花のまちづくりに向けて、関係団体やボランティア組織等の育成・支援に努めます。

6-1-2 多様な主体の参画・協働の促進

- ① 行政の効率化や町民サービスの向上に向け、民間委託の推進等により、公共施設の管理や公共サービスの提供への関係団体や民間企業等の参画・協働を促進します。
- ② 町全体の発展を見据え、関係団体や大学、民間企業等との既存の連携事業の継続・充実に努めるとともに、新たな連携事業の創出に努めます。

6-1-3 広聴活動の充実

パブリック・コメントや行政懇談会、意見箱などによる広聴活動を積極的に行うとともに、町民の意見を町政に反映させる機会の拡充を図ります。

6-1-4 まちづくりに関する学習機会の提供

町民のまちづくり意識と知識の向上を図るため、「茨城町ふるさとづくり出前講座」の内容充実及び利用促進に努めます。

6-1-5 「広報いばらき」の充実

- ① 町の魅力や町民の顔がみえる、地域に密着した記事を掲載し、町民が町に誇りや愛着を持てるような紙面づくりを行うなど、さらなる内容充実に努めます。
- ② 未読世帯を減少させるため、コンビニエンスストア等への配架やデジタルによる閲覧環境の充実に努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
「茨城町ふるさとづくり出前講座」参加者数(累計)	人	2,840	3,300

6-2 コミュニティ



目的と方針

人と人が支え合う地域づくり、地域の課題を地域自ら解決することができる住民主体の地域づくりに向け、コミュニティ活動の活性化を促す環境整備を進めます。

現状と課題

人口減少や少子高齢化などの社会的問題を背景に、全国的に地域コミュニティの希薄化が課題となる一方、自然災害発生時の防災活動や高齢化に伴う見守り活動など、日常における地域のつながりやコミュニティ活動の重要度が増しています。

本町においても、核家族化の進行や少子高齢化等により、コミュニティ活動への参加者の減少、行政区・自治会等からの脱退や未加入世帯の増加といった状況がみられ、将来にわたって持続可能なコミュニティの形成が大きな課題となっています。

現在、本町には、89の行政区のほか、自治会や町内会が組織されており、環境美化活動や文化活動をはじめ、様々なコミュニティ活動が展開されています。

今後、本町が活力あるまちづくりを進めていくためには、地域ごとの活力を向上させることが基本となることから、コミュニティ活動の活性化に向けた取り組みを積極的に推進していく必要があります。

主要施策

6-2-1 コミュニティ意識の啓発

町民のコミュニティ意識の高揚と活動への参加促進、低下傾向にある行政区・自治会等の加入率の維持に向け、様々な場や機会を通じ、コミュニティの重要性や活動状況等に関する広報・啓発活動の推進、地域間の情報交換の促進に努めます。

6-2-2 コミュニティ施設の整備支援

地域住民が活動しやすい環境づくりに向け、活動の拠点となる地区公民館や集落センター等の整備充実・機能強化を支援します。

6-2-3 コミュニティ活動の活性化支援

- ① 「茨城町ふるさと元気づくり推進事業」の内容充実と活用促進を図り、行政区の活性化や地域の課題解決を目的とした活動等に対する支援を行います。
- ② 集落支援員制度や地域おこし協力隊制度を活用し、コミュニティ活動への協力や支援を行います。

成果指標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
「茨城町コミュニティ助成事業」 実施地区数(累計)	地区	56	74
「茨城町ふるさと元気づくり推進事業」 実施地区数(累計)	地区	23	47



ふるさと元気づくり推進事業

6-3 人権尊重



目的と方針

すべての人の人権が尊重され、ともに生きることができる社会づくりに向け、様々な場を通じて人権教育・啓発を推進します。

現状と課題

だれもお互いの個性や多様性を尊重し合い、ともに生きることができる社会の実現が求められていますが、子どもや障がい者、高齢者に対する虐待、インターネットを悪用した人権侵害、性的マイノリティー^{※51}に対する固定観念、さらには新型コロナウイルス感染者に対する差別など、様々な課題が存在しています。

本町ではこれまで、様々な人権問題の解決に向け、学校教育や生涯学習の場などを通じた人権教育・啓発を推進するとともに、人権相談体制の充実等に努めてきました。

しかし、私たちの身の回りには、依然として様々な人権問題が存在しており、その内容も、社会・経済情勢の変化に伴いますます複雑化してきています。

こうした人権問題を解決し、平等で平和なまちづくりを進めていくためには、子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが人権尊重についての理解をさらに深め、日常生活において人権への配慮があたり前のものとして行える人権感覚を身につけることが必要です。

このため、今後は、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、内容・方法等の充実を図りながら、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進するとともに、相談体制の充実を進めていく必要があります。

※51 同性愛者・両性愛者・性同一性障害者などの性的少数者。

主要施策

6-3-1 人権教育・啓発の推進

子どもから高齢者まで、すべての町民が人権意識を高め、日常生活に生かせるよう、学校教育や生涯学習の場をはじめ、様々な場や機会を通じて人権教育・啓発を効果的・継続的に推進します。

6-3-2 人権相談の充実

人権擁護委員や関係機関との連携を強化し、人権問題に関する相談体制の充実に努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
講演会・研修会等の人権啓発活動の実施回数	回／年	5	7
広報紙等による人権啓発記事の掲載回数	回／年	4	6

6-4 男女共同参画



目的と方針

男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画意識の醸成をはじめ、幅広い分野における男女の参画や女性の活躍を促す環境整備を進めます。

現状と課題

男女がともに社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成が求められています。

国では、令和2年度に、「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、だれもが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会の形成に向けた取り組みを進めています。

本町ではこれまで、平成27年度に策定した「第2次茨城町男女共同参画推進計画」（平成28年度～令和7年度）に基づき、意識啓発をはじめ、様々な分野における施策を展開してきましたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、男女共同参画についての意識の醸成や仕事と家庭生活の両立のための支援など、数多くの課題が残っています。

今後とも、この計画に基づき、また見直しを行いながら、男女共同参画意識の醸成をはじめ、幅広い分野への男女の参画や女性の活躍を促す具体的な取り組みを計画的に進めていく必要があります。

主要施策

6-4-1 男女共同参画に関する指針の見直し

実情に即した男女共同参画施策を総合的・計画的に進めるため、「第2次茨城町男女共同参画推進計画」の見直しを行います。

6-4-2 男女共同参画意識の醸成

- ① 広報紙やホームページ、学校教育、生涯学習など様々な媒体・機会を通じ、ジェンダー平等に向けた広報・啓発活動、教育を推進します。
- ② DV^{*52}などの男女間の暴力を根絶するため、広報・啓発活動を推進するとともに、支援等対応マニュアルの作成など相談・支援体制の充実に努めます。

6-4-3 男女共同参画・女性活躍の社会環境づくり

- ① 町の審議会や委員会への女性の積極的な登用、企業等における女性の登用の働きかけを行います。
- ② ワーク・ライフ・バランス^{*53}の実現を支援するため、多様で柔軟な働き方や男性の育児休業取得に関する企業等への啓発、男性の家事・育児・介護への参画促進に向けた町民への啓発などに努めます。
- ③ 女性の継続した就業を支援するため、再就職や起業に関する国等の支援施策の情報提供を行います。
- ④ 女性のエンパワーメントを支援するため、セミナーの開催や女性団体の活動支援を行います。

6-4-4 多文化共生の環境づくり

在住の外国人が安心して暮らせるよう、広報紙やホームページの生活関連情報について、やさしい日本語による表現に努めるとともに、語学ボランティア等による地域日本語教室の開設を検討します。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
審議会等における女性委員の占める割合	%	20.2	40.0
男女共同参画講座等の開催回数(累計)	回	0	10

*52 Domestic Violenceの略。配偶者・パートナーからの暴力。

*53 仕事と生活の調和。

6-5 行財政運営



目的と方針

限られた経営資源^{※54}を有効に活用し、自立した地方自治体を確立し、持続的に経営していくため、さらなる行財政改革を積極的に推進するとともに、町民サービスの向上に向け、広域行政を推進します。

現状と課題

少子高齢化・人口減少の急速な進行や産業・経済の低迷をはじめ、地方行財政を取り巻く情勢が厳しさを増す中、これからの地方自治体には、限られた経営資源を有効に活用し、自らの地域の未来を自らで決め、具体的な施策を自ら実行することができる、自立・持続可能な行財政基盤の構築が一層強く求められます。

本町では、平成30年度に策定した「茨城町第5次行政改革大綱」（令和元年度～令和5年度）に基づき、行財政改革に積極的に取り組み、着実に成果を上げてきました。

しかし、今後も、歳入においては、生産年齢人口の減少による町税の減少、歳出においても、社会保障関連経費、公共施設等の老朽化に伴う維持・管理経費、特別会計への繰出金等の増加が見込まれ、将来的な財政の見通しは非常に厳しいものとなっています。また、少子高齢化や人口減少の一層の進行をはじめ、社会・経済情勢の変化に伴う行政需要の増加が見込まれます。

このような状況下においても引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供していくためには、行財政運営全般について不断に検証・評価し、さらなる行財政改革を進めていく必要があります。

また、広域行政については、社会・経済情勢の変化に伴い、全国的に新たな取り組みが進められています。

※54 人、物、財源。

本町ではこれまで、「ラムサール条約登録湿地ひぬまの会」や「茨城県中央地域定住自立圏」による広域的な取り組みを進めてきたほか、令和4年度からは、これまでの定住自立圏の取り組みを一層充実させるとともに、より幅広い分野で連携が可能となる「いばらき県中央地域連携中枢都市圏^{※55}」が形成され、各種の連携事業を開始しています。

今後も、従来からの広域施策・共同事業を引き続き推進するとともに、「ラムサール条約登録湿地ひぬまの会」及び「いばらき県中央地域連携中枢都市圏」における連携事業を積極的に推進していく必要があります。

主要施策

6-5-1 行政改革に関する指針の見直し

これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、さらなる行政改革を総合的・計画的に進めるため、「茨城県第5次行政改革大綱」の見直しを行います。

6-5-2 行政改革の推進

今後の行政需要に対応するため、町民サービスの向上、民間委託等の推進と業務改革、持続可能な財政運営を柱とした、さらなる行政改革を計画的に推進します。

6-5-3 健全な財政運営の推進

- ① 限られた財源の重点的・効果的な配分と事業の合理化・効率化・適正化を進めます。
- ② 収支の均衡を基本原則とし、中・長期的な展望を踏まえた計画的で健全な財政運営を推進します。
- ③ 町の財政状況等を広報紙やホームページ等を通して公開し、財政運営の透明性の確保を図ります。

^{※55} 県中央地域9市町村では、平成28年度に「茨城県中央地域定住自立圏」を形成し、中心市である水戸市と8市町村が協定を結んで各種連携事業を進めてきたが、水戸市が中核市に移行したことを契機に、令和4年度に、これまでの取り組みを一層充実させるとともに、より幅広い分野での連携が可能となる「いばらき県中央地域連携中枢都市圏」に移行した。

6-5-4 財源の確保

- ① 国・県の補助金等の有効活用と新たな財源の確保に努めます。
- ② 課税客体的確な把握に努め、公平かつ適正な賦課を行うとともに、「茨城町町税収納対策基本計画」に基づき、滞納額の縮減や自主納付を推進するなど、さらなる町税収納率の向上に取り組みます。
- ③ 受益者負担の適正化の観点から、各種使用料・手数料等の定期的な見直しを行います。
- ④ ふるさと納税や企業版ふるさと納税の取り組みを効果的に推進し、まちづくりの財源として有効活用していきます。

6-5-5 公共施設等の総合的な管理の推進

「茨城町公共施設等総合管理計画」に基づき、全体的かつ長期的な視点から、公共施設等の効率的な維持管理や建替え、再配置等を計画的に進めます。

6-5-6 広域行政の推進

- ① 効率的な行財政運営の推進と町民サービスの向上に向け、広域施策・共同事業の効果的推進に努めます。
- ② 涸沼の自然や文化を守るとともに、涸沼地域の観光振興や地域経済の活性化を図るため、鉾田市及び大洗町と連携した事業を推進します。
- ③ 茨城県央地域のさらなる発展、住民が安心して暮らすことのできる圏域づくりに向け、圏域経済の活性化、都市機能の向上、生活環境の充実を柱とした、「いばらき県央地域連携中枢都市圏」における各種連携事業を推進します。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
経常収支比率	%	80.6	85.7
町税収納率(現年度分:国保税を除く)	%	99.09	99.30
町税収納率(過年度分:国保税を除く)	%	29.17	29.50